

中小企業信用保険法第2条第5項【第1号】の規定による認定申請のご案内

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置

★利用できる方

- (1) 調布市内に本店（営業の本拠）があること
※法人⇒本店登記所在地が調布市内にあること ※個人⇒主たる事業所が調布市にあること
- (2) 信用保証協会が指定する保証対象業種を営んでいること
- (3) 中小企業者で下記のいずれかの要件に該当すること
 - ① 経済産業大臣の指定を受けた事業者に対して50万円以上の売掛金債権等を有していること
 - ② 経済産業大臣の指定を受けた事業者に対して50万円未満の売掛金債権等しか有していないが、当該事業者との取引規模が20%以上であること

★申し込みに必要なもの

法 人		個 人	
1	印鑑（法人の実印）	1	印鑑（事業主の実印）
2	認定申請書 2種類	2	認定申請書 2種類
3	経済産業大臣の指定を受けた事業者に対する債権額を証明するもの（手形、小切手、売掛台帳、取引先の支払い通知書等）	3	経済産業大臣の指定を受けた事業者に対する債権額を証明するもの（手形、小切手、売掛台帳、取引先の支払い通知書等）
4	経済産業大臣の指定を受けた事業者に対する取引依存度が確認できる書類 ※（3）②の要件に該当する方のみ	4	経済産業大臣の指定を受けた事業者に対する取引依存度が確認できる書類 ※（3）②の要件に該当する方のみ
5	直近の確定申告書（別表1）のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの	5	直近の確定申告書のコピー ※税務署の受付印あるいは電子申告の受付控のあるもの
6	決算報告書のコピー	6	青色申告決算書・収支内訳書のコピー
7	登記簿謄本履歴事項全部証明書のコピー ※最近3ヶ月以内に発行されたもの	7	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ
8	委任状（様式自由） ※第3者が申請する場合のみ		

★提出先

調布市国領町2-5-15 市民プラザあくろす3階
生活文化スポーツ部産業振興課産業労働支援センター
☎042-443-1217

※認定書の有効期限は、認定書が発行されてから30日以内です。

※本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

(R元. 10. 25)

様式第 1

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項
第 1 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

申請者

住 所

名 称

(氏名)

実印

電 話

私は_____が、令和 年 月 日_____ (注1) の申立てを行ったことにより、下記
のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 _____に対する売掛金 _____ 円

うち回収困難な額 _____ 円

2 _____に対する取引依存度 _____ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの

_____に対する取引額等 _____ 円

B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

(注 1) _____には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等の文言を入れてください。

(注 2) 上記 1, 2 のいずれかを記載してください。

(留意事項)

1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協

.....会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

様式第 1

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項
第 1 号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹 様

申請者

住 所

名 称

(氏名)

実印

電 話

私は_____が、令和 年 月 日_____ (注1) の申立てを行ったことにより、下記
のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったため、経営の安定に支障が生じておりますので、
中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 _____に対する売掛金 _____ 円

うち回収困難な額 _____ 円

2 _____に対する取引依存度 _____ % (A/B)

A 年 月 日から 年 月 日までの

_____に対する取引額等 _____ 円

B 上記期間中の全取引額等 _____ 円

(注 1) _____には、「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等の文言を入れてください。

(注 2) 上記 1, 2 のいずれかを記載してください。

(留意事項)

1 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

2 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協

会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

調生産発第 号

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

調布市長 長 友 貴 樹